

令和 3 年度第 1 0 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 8 月 2 4 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 3〕

<p>① 件 名</p> <p>損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する適用対象の見直しについて</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】</p> <p>信用保証協会が求償権を放棄又は譲渡する場合、市は回収金を受け取る権利を放棄することになることから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号により法令に特別の定めがある場合を除き、議会の議決を要するが、従来の条例では、東日本大震災による甚大な被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援することに限って、宮城県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に市に納入すべき納付金を受け取る権利を放棄することを定めていた。</p> <p>昨今の新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況の悪化により、令和 2 年 1 0 月に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象として「新型コロナウイルス感染症」が追加された。</p> <p>また、自然災害によらず世界的な経済状況の悪化が予想されており、本市が損失補償契約を締結している信用保証協会では、求償権を放棄又は譲渡する事項に、産業競争力強化法等に基づく中小企業再生支援協議会や独立行政法人中小企業基盤整備機構等が指導・助言により策定を支援した再生計画も対象とされている。</p> <p>東日本大震災以降、新型コロナウイルス感染症を含む昨今の様々な自然災害や、経済状況の悪化等から事業再生を図る中小企業者等の一刻も早い再生に資するためには当該権利の放棄を迅速に進めることが必要である。</p> <p>【目的】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況の悪化や、今後想定される債務整理等について信用保証協会の対象事項と同様に、権利放棄の対象とし、中小企業の事業再生を支援するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】</p> <p>石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成 2 4 年条例第 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち</p> <p>第 1 節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する</p> <p>4 地域を支える商工業の振興を図る</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>令和 2 年 1 0 月 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象に新型コロナウイルス感染症が追加</p> <p>令和 3 年 5 月 宮城県信用保証協会より求償権放棄に関する依頼</p> <p>7 月 関係部課協議</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <p>石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の権利の放棄に関する条項について、新型コロナウイルス感染症を含む自然災害による債務整理によるものや下記法律等に基づき各支援機関等が策定を支援した再生計画に基づく権利の放棄について条項改正するもの。</p> <p>ア. 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）</p> <p>イ. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 3 2 号）</p> <p>ウ. 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 2 1 年法律第 6 3 号）</p> <p>エ. 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 5 8 号）</p>

オ. 私的整理に関するガイドライン（平成13年9月19日策定）

カ. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月25日策定）

なお、改正前の本条例の規定によりなされた申出は、経過措置により改正後の条例によりなされたものとみなす。

- (1) 中小企業再生支援協議会が指導又は助言により策定を支援した再建計画【ア】
- (2) 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画【ア】
- (3) 中小企業基盤整備機構の指導又は助言により策定を支援した再生計画【ア】
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画【イ】
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画【ウ】
- (6) 特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画【ア】
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画【オ】
- (8) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に基づく調停における調書又は決定において特定された再生計画【エ】
- (9) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定調停法に基づく調停における調書又は決定において特定されたもの【カ】
- (10) その他前各号に準ずる計画等であって、市長が適正であると認めるもの

※東日本大震災による被害、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する求償権放棄は(9) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに含まれる。

#### ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

##### 【影響・効果】

信用保証協会の求償権がある場合、新たな保証付き融資を利用することができないが、求償権を放棄又は譲渡することで、新たな保証を付すことが可能となるため、事業資金を調達しやすくなり、新型コロナウイルス感染症を含む自然災害などにより経済的影響を受けた中小企業者の早期の事業再建支援に資する。

#### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

塩竈市、白石市で見直しを行う。

#### ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年9月 市議会第3回定例会に石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：公布の日から施行)

#### ⑨ その他